

# 建設コンサルタント等業務の最低制限価格制度の改正について

東海市が発注する建設コンサルタント等の入札は、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るために「最低制限価格制度」を実施していますが、見直しをしましたのでお知らせします。**(※下線部分について令和7年(2025年)4月1日付けで改正)**

## 最低制限価格の設定について

### 【原則 予定価格 100万円 を超える案件】

#### 最低制限価格の算定方法

最低制限価格（税抜き）の設定

$$\text{予定価格（税抜き）} \times \text{割合（\%）} = \text{最低制限価格（税抜き）}$$

（千円未満は切り捨て）

割合（\%）の算定方法

割合 = ((1)+(2)+(3)+(4))の合計額  $\times$  1.10  $\div$  予定価格（税込み）  
※各経費は予定価格（税抜き）に対応したものを指します。  
※予定価格算定上の合計額の端数処理は、千円未満を切り捨てとします。  
※割合の端数処理は、小数点第3位を四捨五入とします。

測量業務

- (1) 直接測量費の額
- (2) 測量調査費の額
- (3) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額  
※最低制限価格は予定価格の10分の8.2から10分の6の範囲内

建築関係の建設コンサルタント業務

- (1) 直接人件費の額
- (2) 特別経費の額
- (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額  
※最低制限価格は予定価格の10分の8.1から10分の6の範囲内

土木関係の建設コンサルタント業務

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接経費の額
- (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額  
※最低制限価格は予定価格の10分の8.1から10分の6の範囲内

地質調査業務

- (1) 直接人件費の額
- (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額  
※最低制限価格は予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内

補償関係コンサルタント業務

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接経費の額
- (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額  
※最低制限価格は予定価格の10分の8.1から10分の6の範囲内

複数の業務を一つの業務として複合して積算している場合には、個々の業務毎に最低制限価格を算出し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格とします。

※ **最低制限価格を下回る金額の入札は失格となります。**